

## 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（案） 概要 （袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画）

### 1 計画策定の趣旨

本市では、介護保険制度の開始以降、介護保険法の規定により 3 年ごとに高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、安定的に高齢者福祉事業及び介護保険事業の推進に努めてきました。

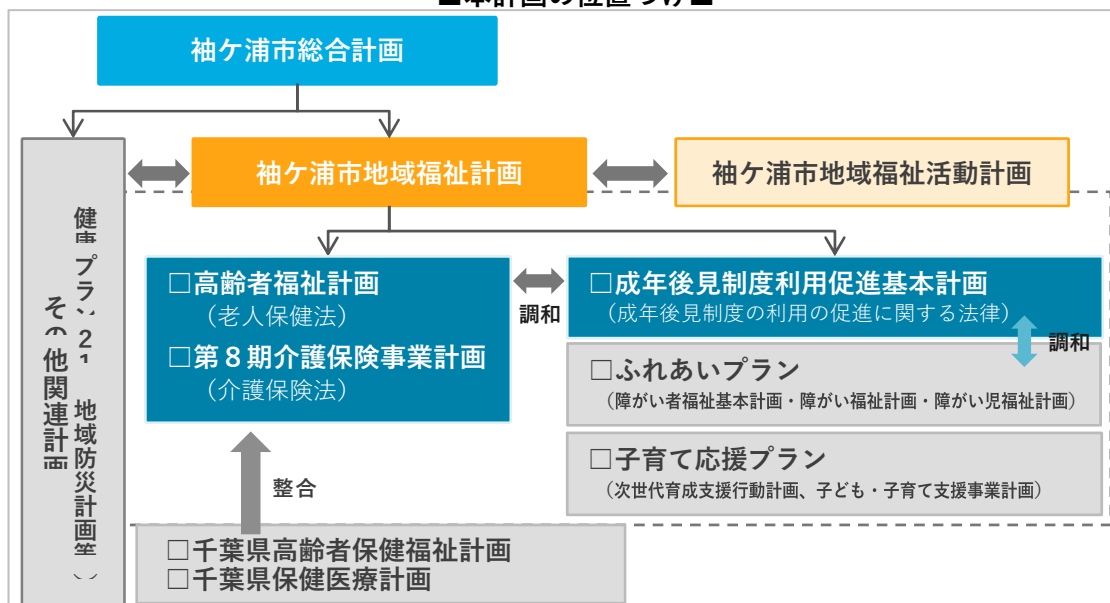
本計画はこれまでの取組を継承しつつ、国の介護保険事業に係る基本指針等を踏まえながら令和 22（2040）年を見据えて、本市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組を総合的に整え、高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険制度の安定的な運営と、引き続き地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいくための重要な計画として策定するものです。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。また「袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画」をあわせて策定します。

また、上位計画の「袖ヶ浦市総合計画」及び「袖ヶ浦市地域福祉計画」をはじめとする他計画と整合を図り策定しています。さらに、「袖ヶ浦市地域防災計画」や「袖ヶ浦市新型インフルエンザ等対策行動計画」等との調和も必要に応じて図っています。

■本計画の位置づけ■



### 3 計画の期間

「介護保険事業計画」は3年ごとに見直しを行うこととなっています。したがって、今回策定する「第8期介護保険事業計画」の期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度とします。また、「高齢者福祉計画」も「介護保険事業計画」と一体的に策定することとされていることから、同3年間で計画期間と定めます。

なお、計画の策定にあたっては、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、さらにはその先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、中長期的な視点から施策の展開を図ることとしています。

#### ■計画の期間■



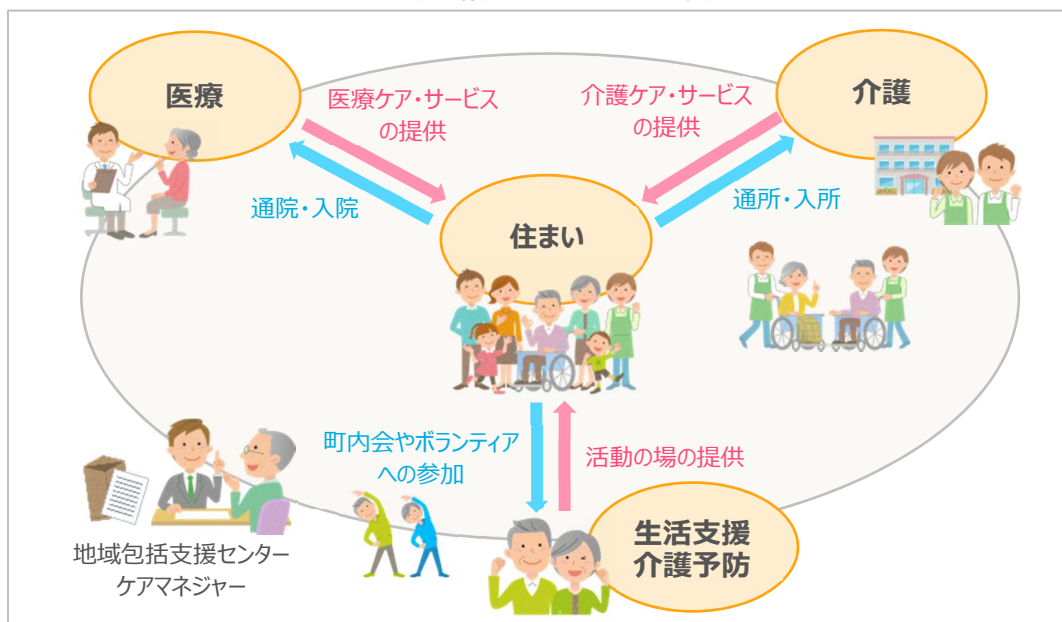
## 4 計画策定にあたっての基本的な視点

第6期計画以降の市町村介護保険事業計画は「地域包括ケア計画」として位置づけられるものであり、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、「医療」「介護」「住まい」「生活支援」「介護予防」を柱として高齢者の生活を支援していく「地域包括ケアシステム」の構築に取り組むことになっています。

厚生労働省が公表した第8期介護保険事業計画の基本指針案では、令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えたサービスの基盤、人的基盤の整備、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくり施策の充実・推進、有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化、認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、災害や感染症に係る体制整備の充実が求められています。

第8期計画の策定にあたっては、これらを踏まえ、令和7（2025）年に向け介護保険サービス基盤の整備を図るとともに、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた介護予防の取組・認知症施策をさらに進めるほか、災害等に係る取組を進めます。また、地域共生社会の実現を目指し、行政のみならず、あらゆる市民が生きがいや役割を持ち、地域の多様な主体と協働し、自分らしく生活できる地域社会を形成するために、さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

■地域包括ケアシステムの姿■



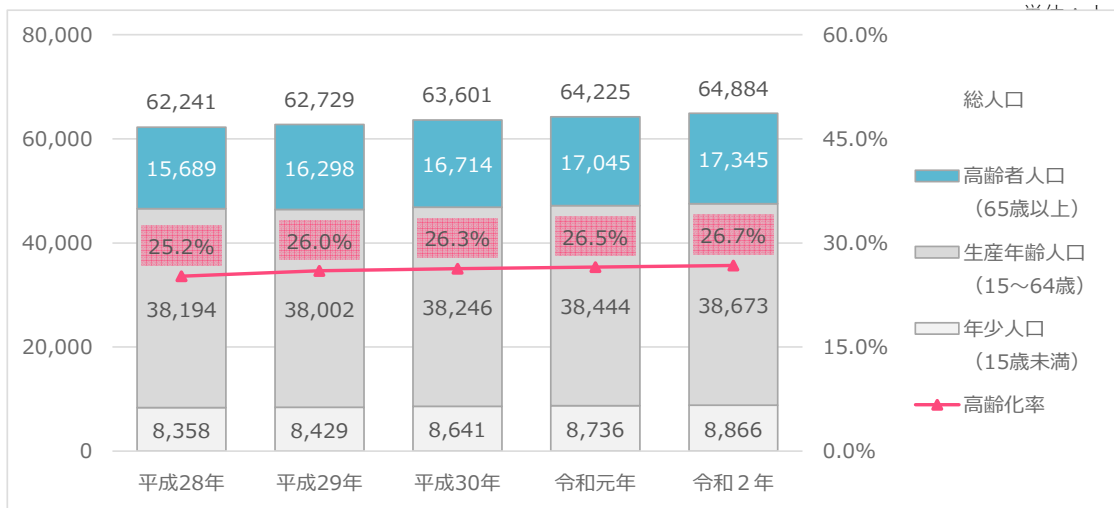
## 5 高齢者の現状

### (1) 人口と高齢化率の推移

住民基本台帳に基づく令和2年10月1日現在の本市の総人口は64,884人となっており、増加傾向にあります。年齢3区分別人口について、平成28年以降の推移をみると、いずれの年齢区分別人口も増加傾向が続いています。また、これらを構成比としてみると、年少人口の割合は平成28年以降13%台半ばで安定していますが、生産年齢人口の割合は低下傾向が続いており、令和元年以降は6割を割り込んでいます。

高齢者人口の割合（高齢化率）は上昇傾向にあり、令和2年においては26.7%と、市民の4人に1人以上が高齢者となっています。

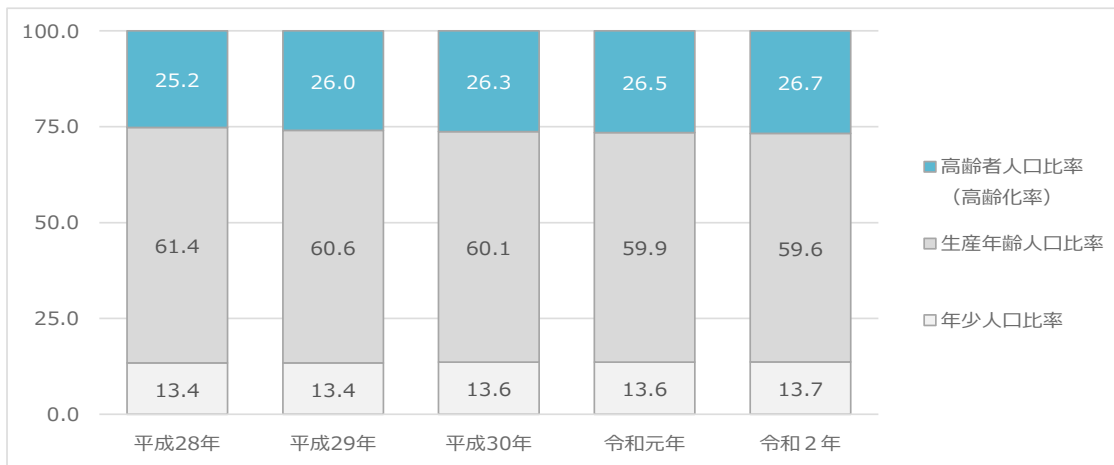
■年齢3区分別人口の推移■



資料：住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）（各年10月1日現在）

■年齢3区分別人口構成比の推移■

単位：%



資料：住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）（各年10月1日現在）

（注）端数処理のため、年齢3区分別人口構成比の和は必ずしも100.0%にならない。

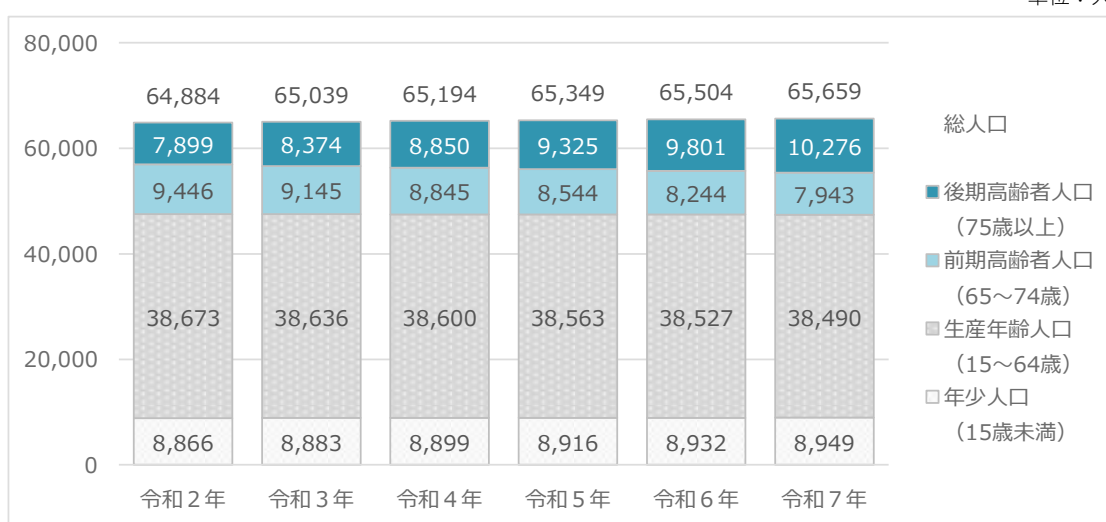
## (2) 高齢者人口の推計

袖ヶ浦市基本構想を参考に令和2年10月1日の人口等により算出した人口推計によると、本市の総人口は令和2年以降も当面は微増で推移していくことが見込まれています。前期高齢者人口は減少傾向が続くものの、後期高齢者人口は一貫して増加が続き、令和4（2022）年には前期高齢者人口を上回るほか、令和7（2025）年には1万人を突破することが見込まれています。

高齢化率でみると、令和7（2025）年まで上昇していくことが見込まれています。

■袖ヶ浦市の推計人口■

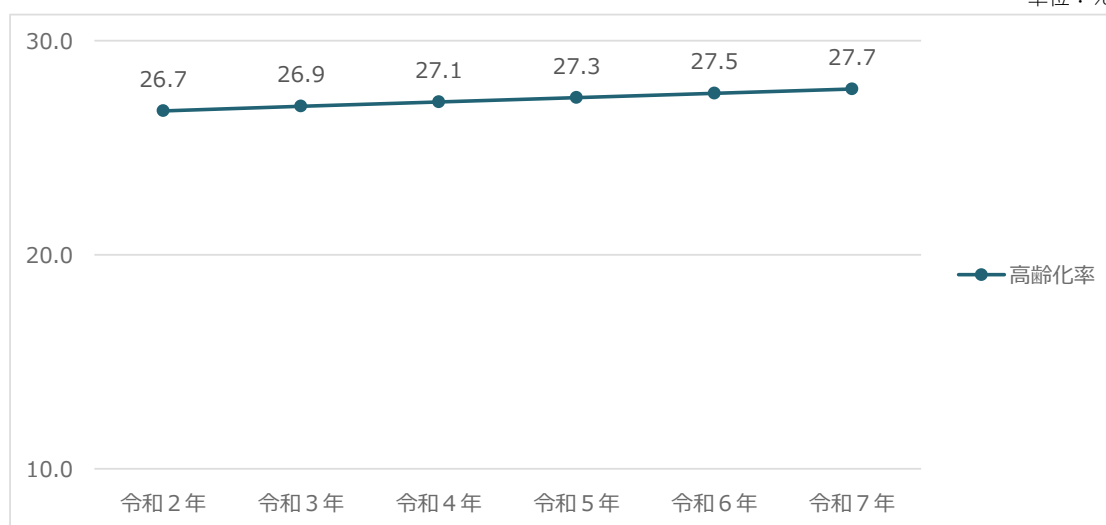
単位：人



資料：袖ヶ浦市基本構想を参考に令和2年10月1日の人口等により算出した人口推計

■袖ヶ浦市の高齢化率の推計■

単位：%



資料：袖ヶ浦市基本構想を参考に令和2年10月1日の人口等により算出した人口推計

## 6 介護保険給付等の状況

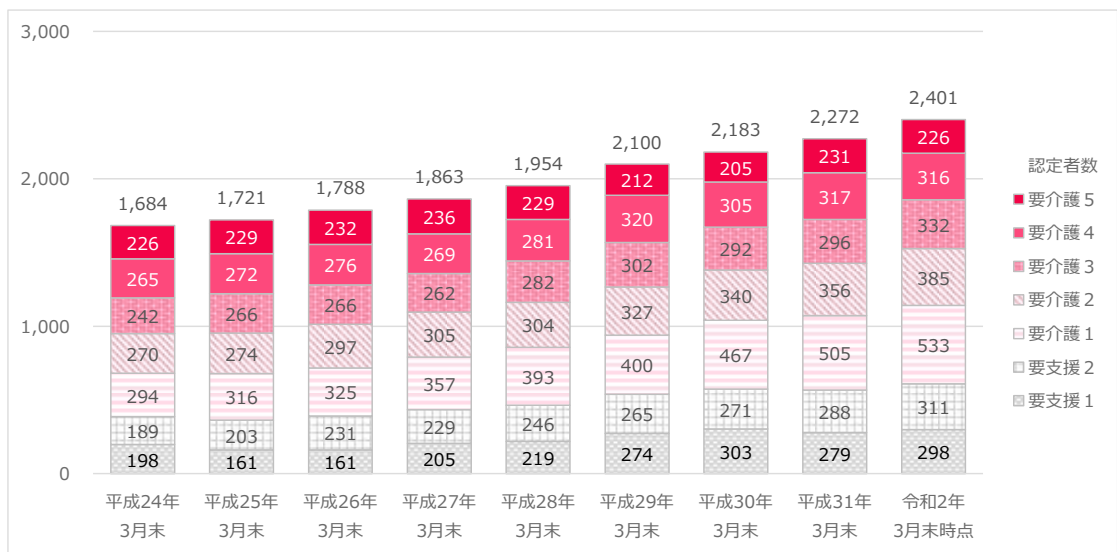
### (1) 要支援・要介護認定者数と認定率の推移

本市における第1号被保険者（65歳以上）のうち、要支援・要介護認定者数は平成24年3月末以降増加が続いています。今後も高齢者人口の増加傾向が続くことが見込まれ、認定者数もさらに増加していくと見込まれます。

認定率は、全国、千葉県 の値よりも低い割合で推移していますが、平成27年3月末以降は上昇傾向が続いています。

■ 要支援・要介護認定者数の推移 ■

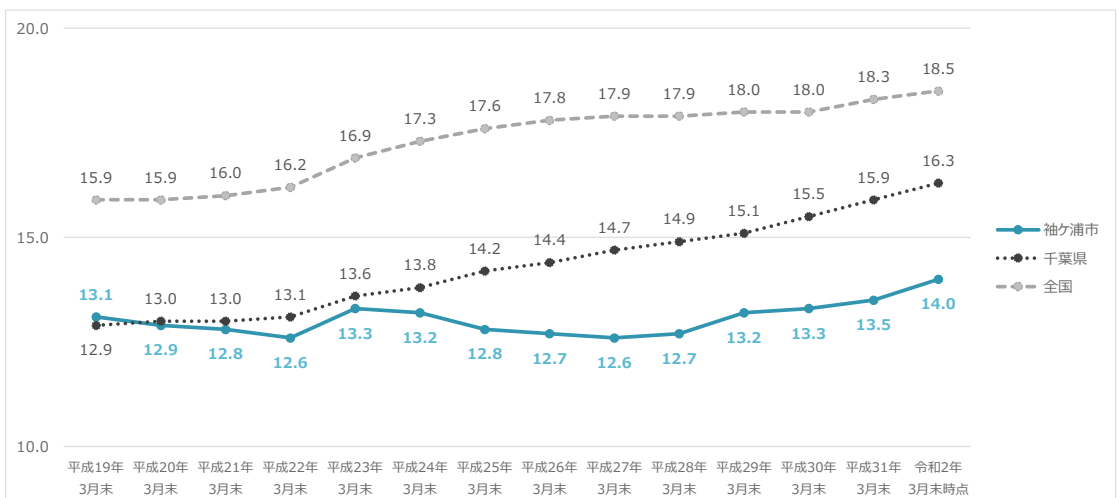
単位：人



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成23年度～平成30年度）、厚生労働省「介護保険事業状況報告（3月月報）」（令和元年度）

■ 認定率の推移 ■

単位：%



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成23年度～平成30年度）、厚生労働省「介護保険事業状況報告（3月月報）」（令和元年度）

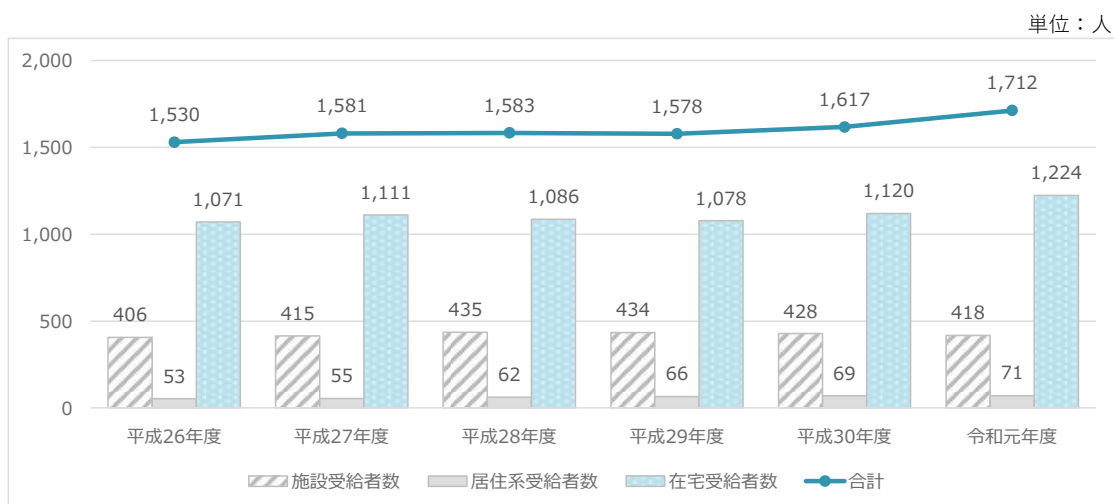
## (2) 介護保険サービス利用者（受給者）数と受給者の割合の状況

要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービスを利用する受給者数の平均についてみると、居住系受給者数及び在宅受給者数は増加傾向がうかがえます。要支援・要介護認定者の伸びは平成26年3月末から令和2年3月末までみると、600人程度となっているのに対し、介護保険サービス受給者数（平均）の増加は200人弱にとどまっています。

### ■（参考）介護保険サービスの種類■

種別	含まれるサービス
施設サービス	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
在宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

### ■介護保険サービス受給者数（平均）の推移■



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」より算出（12か月の平均値）。

（注）端数処理のため、施設受給者数と居住系受給者数、在宅受給者数の和が合計と一致しない場合がある。

## 7 第8期計画における重点課題

高齢者、要介護者数等の推移や動向、第7期計画の事業の実施状況、今後の施策ニーズ、介護保険制度の改正等を踏まえ、第8期計画の重点課題を次のとおり整理します。

### 重点課題1：高齢者の健康づくりと介護予防の取組の充実

「健康」であることはすべての市民の願いであり、平成14年に成立した「健康増進法」には、健康を保つことに対する国や地方公共団体の責任が明記されるとともに、国民の責務でもあるとされています。一方で、日本人の死因の多くは悪性新生物（がん）や脳血管疾患、心疾患などとなっており、これらは食事や運動、喫煙、飲酒、ストレス等の生活習慣に大きく影響される疾病です。要介護認定を受けていない高齢者を対象としたアンケート結果では、現在治療中または後遺症のある病気として「高血圧」が第1位となっています。生活習慣病予防のための正しい健康知識の理解や、定期的な健診の受診勧奨等を進めていく必要があります。

また、医療の発達等により、日本人の平均寿命は過去最高を更新し続けています。長寿は喜ばしいことである一方で、介護を要する状態が長く続くことは、高齢者本人のみならず、周囲の家族等にとって身体的・精神的に大きな負担や不安を強いることにつながります。高齢者数の増加が今後も長期的に続くことが見込まれることから、高齢となることへの強い不安を感じる人はますます増加していくことが想定されます。要介護認定を受けている市民を対象としたアンケート調査では、介護の不安や悩みが「ある」と回答した人は多く、要介護3～5認定者では回答者の72.1%を占めています。安心して年を重ねることができるよう、可能な限り自立した生活を続けてもらえる介護予防の取組を充実していく必要があります。

### 重点課題2：地域包括ケアシステムの深化・推進

本計画策定にあたって実施したアンケート結果では、将来最期を迎えたい場として、自宅を希望する人の割合が多くなっています。住み慣れた地域で最期まで暮らし続けたいという市民の希望をかなえるためには、在宅介護サービスの充実のみならず、在宅での医療の提供や医療・介護間の連携体制のさらなる強化が求められており、在宅でのターミナルケアの充実に向けて在宅医療・介護の連携を深めていく必要があります。

また、高齢者人口の増加に伴い、介護や医療のニーズは今後も長期的に高まっていくことが見込まれています。一方で、高齢者を支える現役世代の人口はさらに減少していくことが見込まれ、介護保険サービス、生活支援サービスを支える福祉人材の確保はますます困難になることが見込まれます。介護保険サービス事業者を対象に実施した調査では、事業を運営する上での問題として「新規職員の確保が難しい」と「職員が不足している」が上位2項目となっており、介護人材の確保・定着は事業者にとっても大きな課題となっていることがうかがえます。



高齢者の生活を支えるためには、介護保険サービスだけでは不十分です。また、複雑化・複合化する生活課題は、行政による支援だけでは難しいケースも少なくありません。行政による支援の充実はもちろんのこと、地域内での支え合い・助け合いの関係性を強化し、すべての市民が状況に応じて支え手と受け手の両方になれる社会づくりを進めていく必要があります。地域福祉計画等との連動を図りながら、最期まで住み慣れた地域での生活を続けられるまちづくりが必要とされることから、「医療」「介護」「住まい」「生活支援」「介護予防」を柱とする「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ることが求められています。

### **重点課題3：認知症の人とその家族を支える地域づくり**

認知症の人は高齢化・長寿命化に伴って増加傾向にあります。全国の認知症の有病者数は令和7（2025）年に700万人を超えるという推計も公表されています。今回実施したアンケート調査でも、市が今後力を入れてほしい取組として、「認知症の予防に関する普及」のほか、「認知症の人や家族のための相談対応」、「認知症に関する正しい知識の普及」などが上位となっています。認知症は本人のみならず、介護する家族にとっても大きな負担となることから、認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、高齢者だけでなく、すべての市民が認知症に対する正しい理解のもと、必要な支援を提供できるよう、認知症の人との共生を社会全体で図っていく必要があります。

### **重点課題4：高齢者の社会参加と地域の担い手としての活躍の場の提供**

核家族化が進行し、多様で便利なサービスが提供される現代においては、地域との結び付きが浅い傾向にあるほか、日常的に家族や地域の人との交流がなくても生活が成り立つようになってきています。退職などを契機として人間関係が希薄化する高齢者は少なくなく、生活課題があっても周囲にサポートを依頼しにくい・依頼されにくい状態となっています。第2号被保険者を対象に実施したアンケートでは、近所との付き合いについて必要性を「感じる」と回答した割合が64.9%を占めています。また、地域活動への参加者としての参加意向についても、「参加してもよい」が47.6%を占めていることから、地域活動への参加意欲を喚起させられるよう、若年層への働きかけも強めていく必要がうかがえます。

このほか、要介護認定を受けていない高齢者を対象としたアンケート調査では、収入のある仕事に「参加している」人は全体の21.9%を占めています。また、第2号被保険者を対象に行ったアンケート調査では、老後やってみいたいこととして「働くこと」と回答した人が全体の42.7%を占めています。高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が同時に進むことが見込まれる中で、高齢者による就労は、不足する労働人口の確保のみならず、高齢者自身の生きがいの創出にもつながることが期待されています。就労希望のある高齢者が地域や企業等組織において役割を見つけ出せるような取組が求められます。

## 8 計画の基本理念

第7期計画においては、「袖ヶ浦市総合計画」及び「袖ヶ浦市地域福祉計画」を踏まえつつ、各種施策・事業の実施に努めてきました。

今後ますます高齢化が進行していく中で、介護を必要とする人の増加や高齢者の生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予想されていることから、より一層の高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止に向けた取組や、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた一層の取組を進めていくとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるよう取り組んでいく必要があります。

本計画では、これまで掲げてきた理念と進めてきた取組を踏まえ、新たな袖ヶ浦市総合計画の基本的視点も考慮し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者が住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けられるまちの実現を目指し、以下の基本理念を設定します。

### ■第8期計画の基本理念■

ふれあいとささえあい  
ともに安心して暮らせる まちづくり

## 9 計画の基本目標

基本理念及び第7期計画における課題や市民ニーズ等を踏まえながら、重点課題への取組を行うとともに、第8期計画における地域包括ケアシステムのさらなる充実に向け、次に掲げる4つの基本目標を設定し、施策を推進していきます。

### 基本目標1：介護予防と健康づくりの推進

すべての市民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしをより長く続けていけるように、加齢や生活習慣を原因とする身体機能の衰えや生活習慣病を予防するため、市民一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、定期的な健康診査等の受診や年齢等に応じた健康づくりを継続して取り組めるよう支援を行います。

また、地域住民や医療・介護関係者、NPO法人、民間事業者等との連携を図りながら、介護予防・日常生活支援総合事業のさらなる整備や自立支援のためのリハビリテーションの充実を通じ、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた包括的な取組を行います。

## 基本目標 2：住み慣れた地域での生活支援

要介護認定の有無に関わらず、健康に不安がある高齢者、ひとり暮らし高齢者など、日常生活を送る中で何らかの支援が必要とされる高齢者に対して、地域での自立した生活を送るための支援が必要です。今後、増加する傾向にある高齢者の相談や支援、介護予防のケアマネジメント等、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの体制強化を図ります。

また、地域包括ケアシステムの推進には、医療と介護の切れ目のない提供体制が重要となります。住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、地域の目指すべき姿を検討し、医療・介護を一体的に提供できる体制の構築に引き続き取り組みます。

そのほか、高齢者の多様なニーズに合った住まいへの支援や、要介護認定者向けに介護保険サービスの基盤整備を推進するほか、介護人材の確保・定着を図るための支援を行います。

## 基本目標 3：地域で支え合う仕組みづくり

高齢者の生活を支えるためには介護保険制度による支援だけでなく、見守りや介護者の支援などの充実が欠かせません。市民一人ひとりが「お互いに助け合い、支え合う」という意識を醸成し、地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

また、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを進めるため、認知症に対する正しい理解の普及と地域における理解と見守りを充実します。

## 基本目標 4：生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要であり、高齢者が趣味や特技、サークル活動等を通じて、社会貢献できる機会の拡充が求められています。高齢者がそれぞれの知識や経験を活かし、社会的役割や生きがいを持って活動・活躍できるよう、就業機会の確保等に努め、社会参加を促進します。

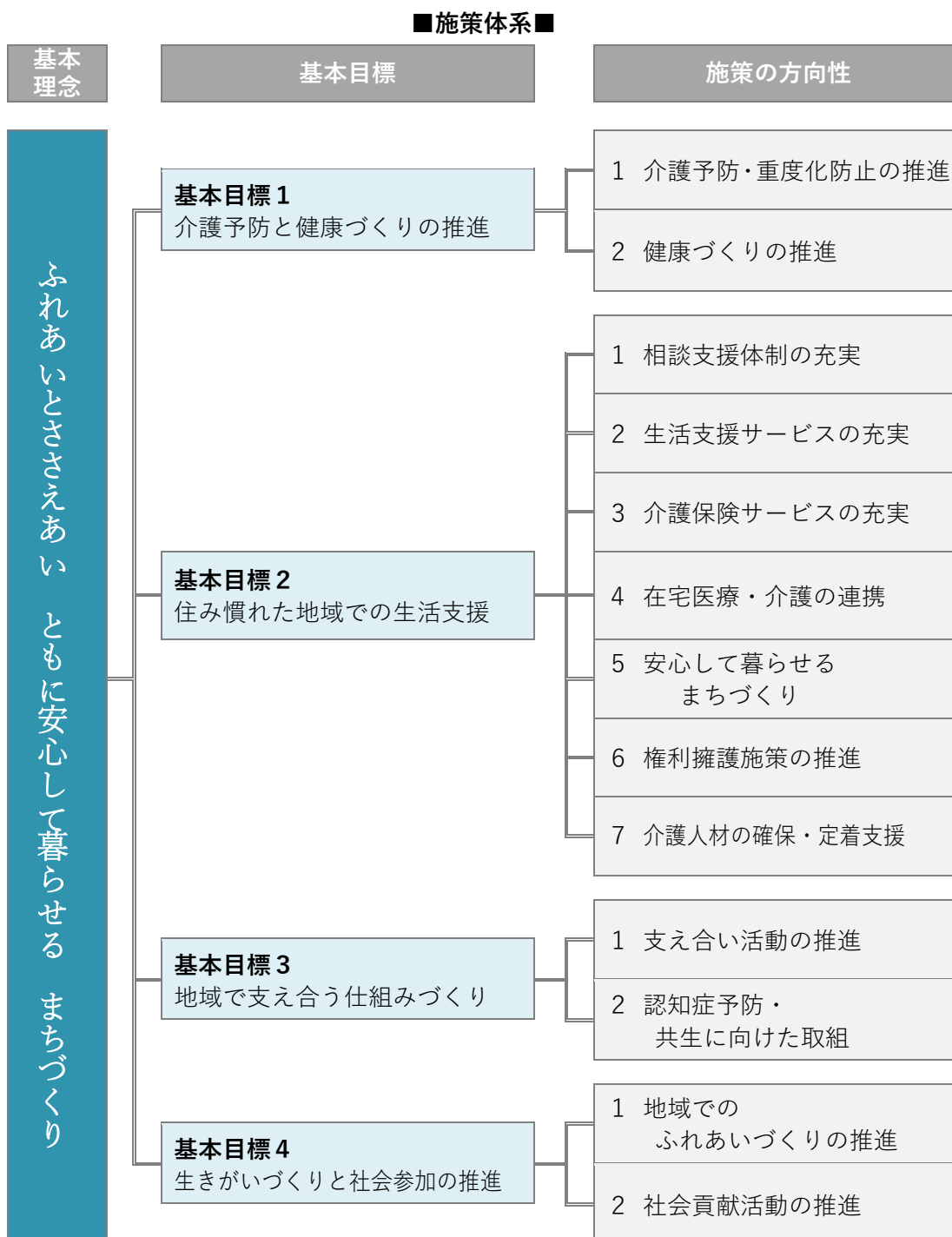
また、高齢者が生活支援サービスの担い手になることで、高齢者の日常生活上の支援体制の充実と高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることができ、これによって要介護状態になることを予防する効果も期待されます。

### ■重点課題と基本目標の関係性■

重点課題	基本目標			
	1	2	3	4
高齢者の健康づくりと介護予防の取組の充実	○			○
地域包括ケアシステムの深化・推進		○	○	○
認知症の人とその家族を支える地域づくり			○	
高齢者の社会参加と地域の担い手としての活躍の場の提供			○	○

## 10 施策体系

計画に掲げた基本理念と基本目標に基づき、以下の施策体系を設定し、施策の推進を図ります。



## 11 施策の展開

基本目標	施策の方向性	事業名	担当課
基本目標1 介護予防と健康づくりの推進	1 介護予防・重度化防止の推進	① 介護予防・生活支援サービス事業	高齢者支援課
		② 介護予防普及啓発事業	高齢者支援課
		③ 袖ヶ浦いきいき百歳体操	高齢者支援課
		④ 地域介護予防活動支援事業	高齢者支援課
		⑤ 介護予防把握事業	高齢者支援課
		⑥ 地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者支援課
		⑦ 一般介護予防事業評価事業	高齢者支援課
	2 健康づくりの推進	① 健康づくり推進事業【新規】	健康推進課
		② 健康づくり支援センター管理事業	健康推進課
		③ 成人保健事業事務事業 (生活習慣病予防講演会)	健康推進課
		④ がん検診事業	健康推進課
		⑤ 健康相談事業	健康推進課
		⑥ 予防接種事業	健康推進課
		⑦ 成人・高齢者歯科保健事業	健康推進課
		⑧ 後期高齢者健康診査等の実施	保険年金課 健康推進課 高齢者支援課
		⑨ 人間ドック検診料の助成	保険年金課
		⑩ 特定健康診査及び特定保健指導の実施	保険年金課 健康推進課
		⑪ 総合型地域スポーツクラブ活性化事業	体育振興課
		⑫ 敬老事業（長寿祝金）	高齢者支援課
基本目標2 住み慣れた地域での生活支援	1 相談支援体制の充実	① 地域包括支援センターの体制強化	高齢者支援課
		② 地域包括支援センターによる相談支援の実施	高齢者支援課
		③ 認知症に対する早期対応と支援	高齢者支援課
		④ 介護技術の講習や介護サービスなどの情報提供	高齢者支援課
		⑤ エンディングサポート事業【新規】	高齢者支援課
		⑥ 介護相談員派遣等事業	介護保険課
		⑦ 適切なケアマネジメントに向けた支援	介護保険課 高齢者支援課
		⑧ 生活困窮者自立支援事業	地域福祉課

基本目標	施策の方向性	事業名	担当課
基本目標2 住み慣れた地域での生活支援	2 生活支援サービスの充実	① 生活支援短期宿泊事業	高齢者支援課
		② はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	高齢者支援課
		③ 理容師派遣事業	高齢者支援課
		④ 介護予防・生活支援サービス事業【再掲】	高齢者支援課
		⑤ 世代間支え合い家族支援事業	高齢者支援課
		⑥ 紙おむつ等支給事業	高齢者支援課
		⑦ 高齢者等住宅整備資金貸付事業	高齢者支援課
		⑧ 老人保護措置事業（養護老人ホーム）	高齢者支援課
		⑨ 高齢者移動支援事業	高齢者支援課 企画課
		⑩ 生活困窮者自立支援事業【再掲】	地域福祉課
		⑪ 移送サービス事業	社会福祉協議会
		⑫ 木造住宅耐震化促進事業	都市整備課
		⑬ 一人暮らし高齢者宅防火診断	消防本部予防課
	3 介護保険サービスの充実	① 在宅介護サービスの充実	介護保険課
		② 介護保険サービス事業所整備事業	介護保険課
		③ 介護相談員派遣等事業【再掲】	介護保険課
		④ 介護給付等費用適正化事業	介護保険課
	4 在宅医療・介護の連携	① 在宅医療・介護連携推進事業	高齢者支援課
	5 安心して暮らせるまちづくり	① 救急医療情報キット配布事業	高齢者支援課
		② 緊急通報システム等給付貸付事業	高齢者支援課
		③ 高齢者の見守り・徘徊への対応の実施	高齢者支援課
		④ 高齢者見守りネットワーク事業	高齢者支援課
		⑤ 介護施設等の防災活動に対する支援【新規】	介護保険課 危機管理課
		⑥ 災害時要援護者の支援	危機管理課 市民活動支援課 地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課
		⑦ 地域防犯体制強化事業	市民活動支援課
		⑧ 交通安全対策事業	市民活動支援課
		⑨ 消費生活相談・消費者意識啓発事業	商工観光課
		⑩ 福祉教育の推進	学校教育課

基本目標	施策の方向性	事業名	担当課	
基本目標2 生活支援 住み慣れた地域での	6 権利擁護施策の推進	① 高齢者虐待の防止と高齢者保護	高齢者支援課	
		② 成年後見制度利用支援事業	高齢者支援課	
		③ 生活支援短期宿泊事業【再掲】	高齢者支援課	
		④ 法人後見事業	社会福祉協議会	
		⑤ 日常生活自立支援事業	社会福祉協議会	
		⑥ 消費生活相談・消費者意識啓発事業【再掲】	商工観光課	
	7 介護人材の確保・定着支援	① 就業に対する動機付けへの支援	介護保険課	
		② 福祉教育の推進【再掲】	学校教育課	
		③ 介護人材確保育成支援事業	介護保険課	
	基本目標3 地域で支え合う仕組みづくり	1 支え合い活動の推進	① 地域ケア会議の実施	高齢者支援課
② 高齢者見守りネットワーク事業【再掲】			高齢者支援課	
③ はつらつシニアサポーターの養成、活動支援			高齢者支援課	
④ 介護支援ボランティア事業			高齢者支援課	
⑤ 生活支援体制整備事業			高齢者支援課	
⑥ ボランティアセンターの運営			社会福祉協議会	
⑦ 地区社会福祉協議会活動の運営			社会福祉協議会	
⑧ 救急・救護体制の整備			消防本部総務課	
2 認知症予防・共生に向けた取組		① 認知症サポーターの養成、活動支援	高齢者支援課	
		② 認知症の家族への支援	高齢者支援課	
		③ 認知症に対する早期対応と支援【再掲】	高齢者支援課	
		④ 認知症予防の推進	高齢者支援課	
		① 老人福祉会館運営事業	高齢者支援課	
		② シニアクラブ活動支援事業	高齢者支援課	
基本目標4 生きがいづくりと社会参加の推進	1 地域でのふれあいづくりの推進	③ 袖ヶ浦いきいき百歳体操【再掲】	高齢者支援課	
		④ 地域ふれあいサロンの設置	社会福祉協議会	
		⑤ 保育所（園）地域活動事業	保育課	
		⑥ 市民活動情報サイトによる情報提供	市民活動支援課	
		⑦ 高齢者いきがい促進事業（高齢者学級）	市民会館 各公民館	
		2 社会貢献活動の推進	① シルバー人材センター支援事業	高齢者支援課
			② 市民活動情報サイトによる情報提供【再掲】	市民活動支援課
	③ 介護支援ボランティア事業【再掲】		高齢者支援課	
	④ 生活支援体制整備事業【再掲】		高齢者支援課	

## 12 介護保険事業費の見込み

### (1) 介護サービス給付費（見込額）

介護サービス給付費は以下のように見込みます。

#### ■介護サービス給付費の見込み■

単位：千円

サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 居宅サービス			
2. 地域密着型サービス			
3. 介護保険施設サービス			
4. 居宅介護支援			
介護サービスの総給付費（Ⅰ）			

※介護給付費については、国の介護報酬改定等が予定されており、確定後に決定します。

### (2) 介護予防サービス給付費（見込額）

介護予防サービス給付費は以下のように見込みます。

#### ■介護予防サービス給付費の見込み■

単位：千円

サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 介護予防サービス			
2. 地域密着型介護予防サービス			
3. 介護予防支援			
介護予防サービスの総給付費（Ⅱ）			

※介護給付費については、国の介護報酬改定等が予定されており、確定後に決定します。



## 13 保険料の算出

### (1) 保険給付費の負担割合

#### ■ 保険給付費の負担割合（施設等給付費を除く） ■

※保険給付費の負担割合については、国の決定後確定いたします。

※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。

#### ■ 保険給付費の負担割合（施設等給付費） ■

※保険給付費の負担割合については、国の決定後確定いたします。

※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。

## (2) 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業の財源は、保険給付費と同様に、介護保険料と公費で構成されます。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業の負担割合は、次のとおりです。

### ■地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の負担割合■

※地域支援事業の負担割合については、国の決定後  
確定いたします。

※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。

### ■地域支援事業（包括的支援事業、任意事業）の負担割合■

※保険給付費の負担割合については、国の決定後確  
定いたします。

※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。

### (3) 保険給付費等の見込額

標準給付見込額は以下のとおりです。

#### ■標準給付見込額■

単位：円

No.	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
1	介護サービス給付費				
2	介護予防サービス給付費				
3	総給付費 (1 + 2)				
4	一定以上所得者の利用者負担 の見直しに伴う影響見込額				
5	消費税等の見直しを勘案した 影響見込額				
6	(3 - 4 + 5)				
7	特定入所者介護サービス費等 給付額				
8	高額介護サービス費等				
9	高額医療合算介護サービス費等				
10	算定対象審査支払手数料				
11	標準給付費 (6 + 7 + 8 + 9 + 10)				

※介護給付費については、国の介護報酬改定等が予定されており、確定後に決定します。

地域支援事業費見込額は以下のとおりです。

#### ■地域支援事業費見込額■

単位：円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域支援事業費				
介護予防・日常生活支援総合事業費				
包括的支援事業・任意事業費				

※介護給付費については、国の介護報酬改定等が予定されており、確定後に決定します。

(注) 地域支援事業費については、充当される収入相当額及び対象外経費を除いています。

#### (4) 基準額に対する介護保険料の設定等

第8期計画期間内における介護保険料の段階設定は●●段階とし、各段階を次のとおり設定します。

##### ■介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率■

段階	保険料率	対象者
第1段階	基準額×0.28	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している方 ・市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が80万円以下の方
第2段階	基準額×0.48	市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階	基準額×0.68	市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方
第4段階	基準額×0.88	市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が80万円超120万円以下の方
第5段階	基準額×1.00	市民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が80万円を超える方
第6段階	基準額×1.18	市民税本人課税者 （前年の合計所得金額120万円未満）
第7段階	基準額×1.27	市民税本人課税者 （前年の合計所得金額120万円以上200万円未満）
第8段階	基準額×1.50	市民税本人課税者 （前年の合計所得金額200万円以上300万円未満）
第9段階	基準額×1.70	市民税本人課税者 （前年の合計所得金額300万円以上400万円未満）
第10段階	基準額×1.75	市民税本人課税者 （前年の合計所得金額400万円以上500万円未満）
第11段階	基準額×1.80	市民税本人課税者 （前年の合計所得金額500万円以上600万円未満）
第12段階	基準額×1.85	市民税本人課税者 （前年の合計所得金額600万円以上800万円未満）
第13段階	基準額×1.90	市民税本人課税者 （前年の合計所得金額800万円以上1,000万円未満）
第14段階	基準額×2.00	市民税本人課税者 （前年の合計所得金額1,000万円以上）

※この介護保険料の段階設定等につきましては、第7期計画のものを記載しているため、今後変更される可能性があります。

### (5) 所得段階別介護保険料

以上の条件を踏まえて算出した所得段階別介護保険料は、次のとおりです。

#### ■所得段階別保険料額（年額）■

所得段階	保険料額
第1段階	
第2段階	
第3段階	
第4段階	
第5段階	※介護保険料については、国の介護報酬改定等が予定されており、確定後に決定します。
第6段階	
第7段階	
第8段階	
第9段階	
第10段階	
第11段階	
第12段階	
第13段階	
第14段階	

## 14 計画の達成状況の点検と評価

### (1) 計画の達成状況の点検

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。

基本施策（第4章）に掲げる各事業は、庁内関係部署に各年度の事業の実績・進捗状況の報告を求め、その結果を基に、課題の整理や改善への取組を行い、PDCA サイクルによる効率的な施策の進行管理に努めます。



### (2) 計画の達成状況の評価

介護保険法では、高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、市町村が地域課題を分析し、地域の実情に即して、取組に関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価を行うことが定められていることから、袖ヶ浦市での取組結果を評価するための項目及び目標値を下記のとおり設定しました。

なお、この評価を袖ヶ浦市介護保険運営協議会へ報告し、事業計画及び事業の円滑な運営を推進していきます。

#### ■介護保険法第117条（抜粋）■

**第一百七条** 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

**2** 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（省略）

**三** 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

**四** 前号に掲げる事項の目標に関する事項

（省略）

**7** 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。

**8** 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。

■自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付費等の適正化■

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
① 要介護認定率	14.0%	16.3%
② 袖ヶ浦いきいき百歳体操 参加者数	1,270 人	1,639 人
③ 地域包括支援センターの体制 強化（支援センター数）	1 か所	3 か所
④ ケアプラン点検を実施した 市内事業所の割合	100.0%	100.0%

**(3) 袖ヶ浦市介護保険運営協議会**

計画策定後も同協議会を適宜開催し様々な立場の委員からの幅広い意見を基に、計画の達成状況や給付実績等のモニタリングを行い、事業計画及び事業の円滑な運営を推進していきます。

■袖ヶ浦市介護保険運営協議会とは■

「介護保険事業計画」や介護保険事業の運営上重要な事項について審議するため、学識経験者、市民代表、サービス提供者等から構成される「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」を、市長の附属機関として条例で設置しています。

なお、「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」は、地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会を兼ねています。

## 15 袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画

### (1) 計画策定の趣旨・背景と目的

認知症、知的障がい、その他の精神上の障がい等により、財産の管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うことは、喫緊の課題であり、これに対応するための制度として成年後見制度が整備されていますが、支援を必要とする人の利用に十分つながっていない状況です。

このような中、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「利用促進法」という。）を平成28年4月に公布し、同年5月に施行しました。

利用促進法では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、利用促進法第14条第1項には、「市町村の講ずる措置」として、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定める」ことが努力義務とされており、袖ヶ浦市においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進するため、本計画を策定するものです。

### (2) 計画の位置づけ・計画期間

この計画は利用促進法第14条第1項における市町村計画として位置づけられるものです。本計画は「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の策定に合わせて策定します。今後も地域福祉計画・障がい者福祉計画等の関連する各計画間で調和を図りながら改定を重ねる予定です。

計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とします。

### (3) 成年後見制度について

認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る支援者である後見人・保佐人・補助人（以下、「後見等」という。）を家庭裁判所が選任し対象者を法律的に支援する制度です。選任された後見人等が預貯金等の管理を行ったり介護サービス等の利用契約を行ったりすることで、対象者の財産や生活を守ることができます。

### (4) 基本理念

「成年後見制度利用促進基本計画」において、成年後見制度の利用の促進は①「誰もが個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される。」、②「意思決定の支援が適切に行われ、自発的意思が尊重される。」、③「財産の管理のみならず、身上の保護が適切に行われる。」の3つを踏まえて行うこととされていることを踏まえ、袖ヶ浦市の基本理念を次のとおりとします。



■基本理念■

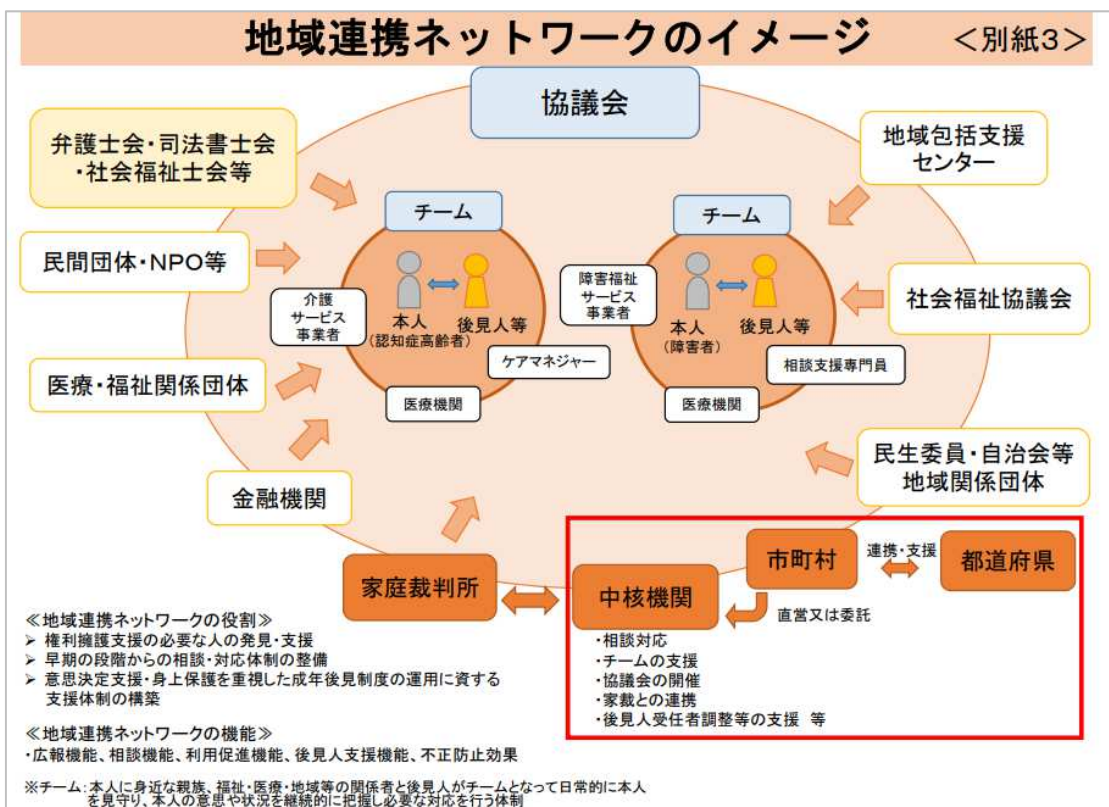
認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人が  
成年後見制度を円滑に利用して地域で安心して暮らし続けることができる  
仕組みづくりを目指します。

(5) 計画における取組

成年後見制度の利用促進の大きな目標は権利擁護支援の地域連携ネットワーク  
(以下「ネットワーク」という。)の構築です。「ネットワーク」は、成年後見制度  
の利用が必要な人が適切に制度を利用するための地域連携の仕組みで、権利擁護支  
援が必要な人とその支援者でつくる個別の「チーム」と、「チーム」の支援や権利  
擁護のための地域づくりの検討を行う「協議会」からなります。

そして、「ネットワーク」のコーディネートを担うのが「中核機関」です。

■地域連携ネットワークのイメージ■



資料：厚生労働省「第1回 成年後見制度利用促進会議」参考資料

■具体的な取組■

No.	事業名	内容	担当課
①	市長申立の実施	後見制度の利用が必要で申立を行う親族がいない人について、市長による後見等開始審判請求を実施します。	障がい者支援課 高齢者支援課
②	費用助成の実施	申立人が市長または親族等を問わず、必要の人に申立費用や後見人等報酬費用の助成を行います。	障がい者支援課 高齢者支援課
③	中核機関の設置の検討	本人の意向を尊重した柔軟な対応やチームによる支援を行う後見支援センターの設置を含む地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関について設置の検討を行います。	地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 社会福祉協議会
④	協議会の設置の検討	医療・福祉・介護・法律等の専門職により、権利擁護が必要なケースや後見人等に対する支援、また権利擁護に関する地域の課題等について検討する協議会の設置について検討します。	地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 社会福祉協議会
⑤	法人後見の実施	高齢や知的障がい、精神障がいなどにより意思決定が困難な人の判断能力を補うため、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、財産管理、身上監護を行います。	社会福祉協議会
⑥	日常生活自立支援事業	障がいのある人や高齢者で、サービスの利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる人に対し、福祉サービス利用に関する援助、金融機関からの現金の引き出し等の財産管理サービス、重要な書類の預かり等の財産保全サービスを行います。  事業の利用を継続する中で判断能力の低下がみられた場合は、市と協力し法定後見の利用につながります。	社会福祉協議会